

役員等に関する報酬・費用弁償等規程

第1条 この規定は、一般社団法人全国食支援活動協力会の常勤役員の報酬並びにその他の役員・顧問その他の費用弁償等について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

第2条 常勤役員とは、役員の内、当協会を主たる勤務場所とする者をいい、常勤役員には報酬を支給することができる。ただし、常勤役員の内、職員兼役員には職員としての給与を支払うことが出来る。

- 2 監事を除く常勤役員の報酬は、社員総会で定められた役員報酬基準に基づき、協会の収支状況を勘案し、理事会で決定する。
- 3 常勤役員には、職員旅費規程に準じ旅費、交通費等を支給する。
- 4 監事の報酬は社員総会において定められた役員報酬基準に基づき、監事の協議により決定する。

第3条 その他の役員・顧問には、その地位にあることのみに基づいては報酬を支給しない。

- 2 前項にかかわらず、常勤役員に準ずる役務の提供に対しては、前条に準ずるものとする。
- 3 費用弁償の額は、必要とした実費の範囲内で支払うものとする。

第4条 常勤役員及びその他の役員・顧問の報酬及び費用弁償等の支払方法については、この規定に定めるほか、職員の給与規定を準用する。

第5条 役員報酬基準の内、1号、2号は主として第3条2項に該当する場合であり、3、4号は第2条に該当する場合である。いずれの場合も年数・職務の軽重を勘案して報酬額を決定する。

第6条 監事を除く役員基本報酬額（本給）の月額は、次のとおりとし、理事会で決定する。

- 1 専務理事 報酬基準の第3号から第6号までの範囲
- 2 その他の役員 報酬基準の第1号から第2号までの範囲

第7条 監事を除く役員には役員基本報酬額（本給）以外に、賞与（年2回）を支給することができる。その額は以下の基準により理事会で決定する。

- 1) 専務理事 役員基本報酬額（本給）の2.0ヶ月分までの範囲
 - 2) その他の役員 役員基本報酬額（本給）の2.0ヶ月分までの範囲
- 2 通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定に準ずる。

号	役員報酬基準	
	月額報酬	
1	10,000円	
2	20,000円	
3	100,000円	
4	200,000円	
5	300,000円	
6	400,000円	

第8条 無給の役職員及び運営委員ならびにボランティアの諸謝金・会議費を支給することができる。この場合の支払い基準は、各種補助や助成事業による各会計の定めるところの支払い基準を準用する。

第9条 この規則の改廃は、代表理事の承認において行う。

附 則

この規定は、一般社団法人全国老人給食協力会の設立登記があった日から施行する。

制定：平成25年3月14日

一部改正：令和元年5月19日